

# 子育て支援に要する費用に係る 税制上の措置について

- 地方自治体等(企業主導型ベビーシッター利用支援事業を含む)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について非課税となります。
- 対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成となり、次のものが対象となります。



1. ベビーシッターの利用料に対する助成
2. 認可外保育施設等の利用料等に対する助成
3. 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成